深谷市渋沢栄一新一万円札発行記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋沢栄一が肖像となる新一万円札の発行を記念し、広く周知するために実施する渋沢栄一新一万円札発行記念冠事業(以下「冠事業」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、冠事業とは、次に掲げる事業であって、令和7年3月3 1日までの間に実施するものとする。
 - (1) 深谷市が主催、共催又は後援する事業
 - (2) 深谷市教育委員会が主催、共催又は後援する事業
 - (3) 個人、企業、団体等が新一万円札の発行を記念して実施する事業
 - (4) その他、市長が適当と認めた事業

(冠事業の表示)

- 第3条 冠事業には、「渋沢栄一新一万円札発行記念」の文字を事業名に冠することができる。ただし、当該文字を事業名に冠することが適当でないと認められる事業については、文字の一部を省略することができる。
- 2 冠事業には、別表に掲げるロゴマークを使用することができる。

(事業の届出)

- 第4条 冠事業を実施しようとする者は、あらかじめ深谷市渋沢栄一新一万円札発行 記念冠事業届出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、第2 条第1号及び第2号に掲げる事業に使用する場合又は市長が届出を要しないと認め た場合はこの限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による届出のあった冠事業の実施について、必要な条件を付すことができる。
- 3 第1項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、届出の内容を変更し、または冠事業を中止しようとするときは、遅滞なく深谷市渋沢栄一新一万円 札発行記念冠事業変更等届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(使用の中止)

- 第5条 市長は、冠事業が第2条の規定に該当しなくなったとき、又は冠事業として 適当でないと認めるときは、「渋沢栄一新一万円札発行記念」の文字を事業名に冠す ることを中止させることができる。
- 2 深谷市は、前項の規定により「渋沢栄一新一万円札発行記念」の文字を事業名に 冠することを中止したことによって届出者に損害が生じても、その責任を一切負わ ない。

(個人情報の管理)

第6条 市長は、届出にあたり知りえた個人情報を適正に管理するものとし、当該個 人情報を冠事業に関すること以外に使用してはならない。

(完了の報告)

第7条 届出者は、冠事業の完了後速やかに深谷市渋沢栄一新一万円札発行記念冠事業完了報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。 (失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。